

脱炭素経営支援業務委託公募型プロポーザル募集要項

令和 8 年 8 月

姫 路 市

1 募集の概要

(1) 業務名

脱炭素経営支援業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 業務期間

契約締結日から令和9年（2027年）2月26日まで

(3) 業務内容

播磨圏域連携中枢都市圏域内における事業者に対する脱炭素経営に向けた伴走支援や支援を受けた事業者への意識調査及び事業効果に関する評価などの業務

※ 詳細は別紙「脱炭素経営支援業務委託要求水準書」（以下「要求水準書」という。）のとおり

(4) 提案上限金額

3,600千円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たす法人でなければならない。

(1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。

(2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。

(3) 姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。

(4) 公告の日から契約相手方の決定の日までの間において、次の全てに該当すること。

ア 公告の日において競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）により業者登録名簿に登録された者（以下「登録業者」という。）である場合、姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

イ 指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合において同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当しないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(7) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する２者の場合をいう。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する２者の場合をいう。

(ア) 組合とその組合員の関係にある場合

(イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係にある場合

(8) 参加表明者が、公告の日において登録業者でない場合、公告の日の３年前の日から当該公告の日の前日までの間において、指名停止等措置要綱別表第１中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合に同表及び同要綱別表第２に掲げる措置要件に該当する事実がないこと。ただし、当該措置要件に該当した事実について、姫路市長から指名停止を受けた場合を除く。

(9) 令和３年４月１日以降に完了した国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体（公共法人）が発注した第９項第２号ア※１aに定める「同種業務」又は「類似業務」の履行実績を元請として有すること。

３ プロポーザルに関する担当部局等

(1) 担当部局

姫路市 農林水産環境局 環境政策室 計画啓発担当（以下「環境政策室」という。）

〒６７０－８５０１ 姫路市安田四丁目１番地 姫路市役所本庁舎７階

電話 （０７９）２２１－２３８５

E-mail : kankyoho@city.himeji.lg.jp

(2) 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	令和８年（２０２６年）８月１８日から同年１０月２０日まで ただし、本市の休日（姫路市の休日を定める条例（平成２年姫路市条例第１５号）第２条第１項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。）を除く。
閲覧の場所	姫路市ホームページ (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000030414.html)

４ プロポーザル実施に係るスケジュール

	項 目	日 時
１	公告及び要求水準書等の公表	令和８年８月１８日

2	参加表明手続の提出書類の受付期限	令和8年9月1日午後5時00分まで
3	参加資格確認結果の通知	令和8年9月4日
4	プロポーザルに関する質問受付期限	令和8年9月11日午後5時00分まで
5	プロポーザルに関する質問への回答	令和8年9月16日
6	提案資料提出書類の受付期限	令和8年9月25日午後5時00分まで
7	提案内容の選定	令和8年9月29日から同年10月2日まで
8	契約候補者の特定	令和8年10月7日
9	契約相手方の決定及び非選任者への通知	令和8年10月9日
10	契約締結予定日	令和8年10月19日
11	審査結果の公表	令和8年10月20日

5 参加表明手続及び参加資格の確認

- (1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、参加表明手続の際に受領した提出書類については返却を行わない。

ア 提出書類

- (ア) 参加表明書（様式1）
- (イ) 使用印鑑届兼委任状（様式2）（本市の業者登録がない事業者に限る。）
- (ウ) 履歴事項全部証明書（令和8年6月1日以降に発行された最新のものの原本又は写し。本市の業者登録がない事業者に限る。）
- (エ) 業務実績調書（様式3）
- (オ) 関連企業申告書（様式4）
- (カ) 姫路市税の納税証明書（滞納無証明書）
（公告日以後に発行されたもの（写し可）、市税の納税義務がある場合に限る。）
- (キ) 国税の納税証明書（税務署様式その3の3）
（公告日以後に発行されたもの（写し可））

イ 提出部数

1部

ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等 配布期間	令和8年（2026年）8月18日から9月1日まで ただし、本市の休日を除く
----------------	--

閲覧の場所	姫路市 農林水産環境局 環境政策室 （参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続及び提案手続に必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。 (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000030414.html))
-------	--

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

郵送の場合は、原則として書留郵便等の配達記録が確認できる方法によること。なお、郵便事故により参加表明書類が不着であった場合において、配達記録が確認できない場合は、参加資格の有無に係る異議申し立ては受け付けない。

オ 提出場所

環境政策室

カ 提出期間（参加表明受付期間）

令和8年8月18日午前9時から同年9月1日午後5時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後5時必着とする。

(2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和8年9月4日までに参加資格確認通知書を電子メールで送付することで通知する。なお、参加資格の確認日は参加表明受付期間最終日とする。

イ 参加資格がないと認めた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市長に対して参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和8年9月11日正午までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意）により環境政策室に提出すること。市長は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

6 説明会

説明会は、行わない。

7 プロポーザルに関する質疑について

(1) 第5項の規定により参加表明手続を行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質疑書（様式5）

イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）

※質疑書を送信した際は、送信した旨を姫路市環境政策室に電話（電話番号：079-221-2385）で伝えること。

ウ 提出場所（送信先アドレス）

kankyoho@city.himeji.lg.jp

エ 提出期限

令和8年9月11日午後5時まで

(2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 回答開始日時

令和8年9月16日午前9時

イ 回答方法

回答は、姫路市ホームページ（<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000030414>）に掲載する。

(3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する要求水準書の追加又は修正事項とする。

イ 質問が次項第1号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。

ウ 質問者名は公表しない。

8 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

(1) 提出書類（提案資料）

姫路市ホームページに掲載する「脱炭素経営支援業務委託提出書類（提案資料）」の提出書類一覧に掲げる書類一式

(2) 提出部数

前号に掲げる提出書類一覧に記載する提出部数のとおり。

なお、様式7-3、7-4及び7-5（各添付資料を含む。）には、参加者が特定できるような表示及び記載のないものとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

郵送の場合は、原則として書留郵便等の配達記録が確認できる方法によること。なお、郵便事故により提案資料が不着であった場合において、配達記録が確認できない場合は、第12項第2号により失格とし、失格に係る異議申し立ては受け付けない。

(4) 提出場所

環境政策室

(5) 提出期間（提案受付期間）

令和8年9月7日午前9時から同月25日午後5時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後5時必着とする。

(6) その他

ア 提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び

記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄においては、この限りではない。

イ 提案者につき提案資料の提出は、1件とする。

ウ 提案資料の作成に当たっては、要求水準書の内容を確認し、要求水準に基づき作成すること。

エ 提案資料の提出後において、資料の差替えは認めない。

オ 提出された提案資料は、返却しない。

カ 提出された提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。

キ 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

9 提案資料の審査及び契約候補者の特定

(1) 審査及び契約候補者の特定方法

ア 審査は第8項の規定により提出のあった提案資料を次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。

イ 提案に関する評価は、脱炭素経営支援業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施する。

ウ 審査の過程において、提案資料に係る質問及びヒアリングは実施しないものとする。

エ 審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。

オ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2人以上ある場合は、それらの者のうち、提案等に関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。提案等に関する評価点の最も高い者がなお2人以上ある場合は、事業費（受託希望金額）の最も低い者を契約候補者とする。事業費（受託希望金額）の最も低い者がなお2人以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 提案等に関する評価

項目	評価項目	判断基準	配点
業務経歴	企業の業務実績	同種業務又は類似業務の業務実績を有しているか。	10点
	業務責任者・担当者の業務実績	同種業務又は類似業務の業務実績を有しているか。	5点
業務への理解度	脱炭素に関する動向への理解度	脱炭素に関する国内外の動向について理解しているか。	10点
	播磨圏域の現状に対する理解度	脱炭素に関する播磨圏域の現状や特性について理解しているか。	6点
	事業者へのアプローチ方法に対する考え方	播磨圏域の特性を踏まえたより効果的なアプローチ方法であるか。	5点
企画力	◆ (1)排出量可視化及び削減策の提案等の支援		
	排出量可視化の方法	簡便かつ効果的な方法で排出量を可視化できるか。	12点

業種に応じた事業者への提案方法	事業者ごとの個別事例に応じた現実的な提案が可能か。	12点
支援を受けた事業者への効果測定	伴走支援を受けたことによる効果及び支援方法等に対する評価を確認できる方法であるか。	5点
事業の周知及び支援先の募集方法	十分な支援先事業者数の確保が見込める手法であるか。	10点
◆ (2)企画全体		
追加提案	提案者独自の事業の効果を高めるような内容の提案がされているか。	5点
スケジュール	スケジュール設定は適切か。	10点

※1 項目「業務経歴」の評価項目「企業の業務実績」及び「業務責任者・担当者の業務実績」の評価方法については、以下のとおりとする。

a 企業の業務実績（配点10点）

第8項第1号に定める提案資料の様式7-1に記載された国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体（公共法人）における同種業務・類似業務の提案者の元請としての受託状況（最大5件まで。参加表明時に提出した業務実績も可とする。）を対象として、下表のとおり算出する。

同種業務	・事業者に対し、事業所における温室効果ガス排出量の算定支援による現状分析を行った上で、脱炭素経営に向けた事業者への伴走支援や脱炭素に向けた対策に関する助言・提案などの伴走支援を行う業務
類似業務	・同種業務のうち、事業者に対する温室効果ガス排出量の算定支援による現状分析のみを行う業務 ・同種業務のうち、事業者に対する脱炭素に向けた伴走支援のみを行う業務

評価基準は以下のとおり

- ①国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体における同種業務の実績 2点/件
- ②国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体における類似業務の実績 1点/件

b 業務責任者・担当者の業務実績（配点5点）

第8項第1号に定める提案資料の様式7-2に記載された業務責任者1名、担当者2名（2名以上の場合は、主となり業務を行う2名を選出すること。業務責任者1名、担当者1名は必ず配置すること。）の経歴等を対象として、下記のとおり算出する。

評価基準は以下のとおり

① 業務責任者

- ・※1a①の業務に従事した実績がある 3点
- ・※1a②の業務に従事した実績がある 1. 2点
- ・実績無し 0点

② 担当者

- ・※1a①の業務に従事した実績がある 1 点
- ・※1a②の業務に従事した実績がある 0. 4 点
- ・実績無し 0 点

※2 第9項第2号アの※1及び提案金額以外の項目については、下表のとおり5段階評価にて項目ごとに評価点を算出する。

評価	判断基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.00
B	AとCの中間程度	各項目の配点×0.75
C	当該項目に関して優れている	各項目の配点×0.50
D	CとEの中間程度	各項目の配点×0.25
E	当該項目に関して、標準的である。 (要求水準を満たしている程度)	各項目の配点×0.00

イ 提案金額に関する評価

第8項第1号に定める提案資料の様式8号に記載された提案金額を対象として、次の方法により評価点を算出する。

各提案者から提案された提案金額のうち、最低の金額を示した提案者を第1位として、提案金額に関する評価点の満点である10点を付与し、その他の提案者の評価点は、10点到第1位の提案金額と当該提案者が示す提案金額との比率を乗じて得た数とする。ただし、提案資料提出から契約締結日までの間に失格又は本プロポーザルから辞退した提案者が現れた場合、当該提案者の提案金額については評価点の算出対象から除外した上で、評価点を算出する。

$$10 \text{ 点} \times (\text{全提案中最低の提案金額} \div \text{当該提案者が示す提案金額})$$

ウ 総合評価点

提案等に関する審査員全員の評価点の平均点と提案金額に関する評価点の合計により算出する（満点100点）。なお、総合評価点算出後に第9項第2号イただし書に該当する事例が発生した場合には、提案金額に関する評価点を再算出した上で、総合評価点を再度算出する。

(3) その他

ア 提案者が1者の場合でも、提案資料の審査を実施する。

イ 提案書が指定の枚数を超過する場合は、超過した提案書については評価しない。

ウ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。

エ 審査の経過に対する問合せには、応じない。

オ 契約候補者の特定を令和8年10月7日に行う。特定された契約候補者への連絡は、口頭又は電話連絡により通知するものとする。また、契約候補者とならなかった提案者

については、その旨を別途書面で通知する。

カ 特定された契約候補者は、契約締結交渉後速やかに、本件業務の見積書を環境政策室に提出すること。

キ 契約相手方名、契約金額及び審査結果については、令和8年10月20日を目途に姫路市ホームページに掲載する。

ク 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

10 契約の方法

- (1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。
- (2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、契約候補者が決定するまで次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、前項第1号オと同様の方法により契約候補者を特定する。
- (3) 提案資料は、契約書の一部とする。
- (4) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。
- (5) 電子契約を希望する場合、入札時に電子契約利用申請書を持参し、落札決定後に提出すること。電子契約利用申請書、操作マニュアル等は、以下のホームページからダウンロードすること。（<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000026069.html>）

11 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加表明者は、第9項第1号オの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）により環境政策室に持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が確認できるものに限る。）で提出すること。なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

12 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第2項各号に定める参加資格要件を満たしていない者
- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 提案手続において令和8年姫路市公告第422号第1項第5号に定める提案上限金額を超える金額を請負希望金額として提案した者又は0円以下の金額を請負金額として提案した者
- (5) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者
- (6) その他このプロポーザルの条件に違反した者

1 3 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他本市が必要と認めるときには、本市は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

1 4 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

1 5 その他

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、本市は契約候補者に対し、指名停止を行うことがある。
- (2) 契約候補者について、契約締結までの間に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は、契約候補者との間で契約を締結しないことがある。この場合、市長は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (3) 契約候補者について、契約締結後に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は、当該契約を解除することができる。この場合、本市は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (4) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱に定める暴力団排除に関する誓約書（第3号）を提出しなければならない。
- (5) 参加者が参加表明手続及び提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合その他このプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は当該参加者に対し、指名停止を行うことがある。
- (6) 審査結果について、契約締結後に、別紙「脱炭素経営支援業務委託公募型プロポーザルの審査結果について」のとおり、各評価項目及び評価基準の得点について公表を行う。なお、参加者が2者の場合は、姫路市情報公開条例第7条第2号の規定に基づき契約候補者とならなかった者の点数を非公表とする。